

## 第1章 総則

### 【第1条 (名称)】

本会は、越谷保育専門学校同窓会「たんぼぼ」と称す。事務局を越谷保育専門学校に置く。

### 【第2条 (目的)】

本会は、会員相互の親睦を深めるとともに、会員の資質のさらなる向上を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

### 【第3条 (事業)】

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1).会員名簿の情報及び管理
- (2).会員相互の交流の機会の設定
- (3).生徒募集、就職活動等への協力
- (4).その他必要と認められる事業

## 第2章 会員

### 【第4条 (資格)】

本会は、次の会員で構成する。

- (1).正会員 本校を卒業したもの、及び本校に在籍するもの
- (2).特別会員 本校に勤務する職員、または職員であったもの
- (3).推薦会員 本会に特別に功労のあったもので、役員会の推薦を受けたもの

## 第3章 役員

### 【第5条 (役員構成)】

本会に次の役員を置く。

- (1).会長 1名
- (2).副会長 1名
- (3).事務局長 1名
- (4).監事 1名
- (5).幹事 3名以上
- (6).顧問 1名
- (7).世話人 3名以上

### 【第6条 (役員選出)】

- (1).会長、副会長及び監事は、総会に於いて正会員から選出される。
- (2).幹事及び世話人は、正会員の中から会長が指名する。
- (3).事務局長及び顧問は、特別会員から選出し会長が委嘱する。
- (4).役員に、名誉会長を置くことが出来る。

### 【第7条 (役員任期)】

- (1).会長、副会長、事務局長及び幹事の任期は2年とし、再任を防げない。
- (2).監事の任期は1年とする。
- (3).世話人の任期は1年とする。

【第8条 (役員)の職務)】

- (1).会長は本会を代表し、会務を統理する。
- (2).監事は会計を監査する。
- (3).事務局長及び幹事は会長の指示により、本会の庶務及び会計を司る。
- (4).顧問は会長の諮問に応じ、助言する。役員会に出席することが出来る。
- (5).世話人は、本会庶務を補佐する。

#### 第4章 会議

【第9条 (役員会)】

役員会は、4月に一度定期的に招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時に招集することが出来る。

【第10条 (交通費の支給)】

正会員から選出された役員が役員会に出席した場合は、実費交通費を支給する。

【第11条 (総会)】

総会は、原則として年1回開催する。

#### 第5章 会計

【第12条 (会計年度)】

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【第13条 (経費)】

本会の経費は次のものをもって充てる

- (1).会費
- (2).その他の収入

【第14条 (会費)】

会費は、終身会費とし、入会時に所定の手続きを経て会費5,000円を納付しなければならない。

#### 附則

- (1).この会則は、平成13年4月1日から施行される。
- (2).この会則は、平成14年10月1日から施行される。
- (3).この会則は、平成16年8月1日から施行される。
- (4).この会則は、平成20年9月1日から施行される。
- (5).この会則は、平成22年5月1日から施行される。
- (6).この会則は、平成27年9月1日から施行される。